

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒二丁目6番20号

フェスタリアホール  
ディングス株式会社

代表取締役社長 貞松隆弥

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権の行使を行っていただきますことをご推奨申し上げます。

感染拡大防止の観点から、例年よりも座席数を大幅に減らしており、お越しいただいてもご入場できない場合もございます。

書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2021年11月24日（水曜日）午後7時までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2021年11月25日（木曜日）午前10時30分   |
| 2. 場 所          | 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号 新大宗ビル<br>フォーラムエイト 4階 401会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | (1) 第58期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算<br>書類監査結果報告の件<br>(2) 第58期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類<br>報告の件 |
| 決 議 事 項         | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役4名選任の件<br>第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式<br>の付与のための報酬決定の件                                |

以 上

本株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただけますようお願い申し上げます。

## 【第58期定時株主総会における新型コロナウイルス対策について】

第58期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について下記のとおりお知らせいたします。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の対応について

- 株主総会の運営スタッフは、検温や体調を確認のうえ、マスクを着用してご対応させていただきます。

#### 2. 株主様へのお願い

- 本株主総会にご来場される株主様におかれましては、当日のご自身の体調を十分に確認のうえ、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願いいたします。
- 議決権行使は、書面にて可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

#### 3. ご来場される株主様へのお願い

- 席の間隔を確保するため、会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることとなりますので、予めご了承ください。
- 当日ご来場の株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前10時を予定しております。
- 株主総会会場におきましては、マスクの常時ご着用、アルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
- 受付にて検温等をさせていただき、体温の高い株主様にはご入場をお断りする場合がございます。また、体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声掛けさせていただきますので、予めご了承ください。

今後の感染拡大の状況に応じまして、本株主総会の延期等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませぬようお願い申し上げます。

以上

## 【インターネットによる開示について】

1. 本通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しております。
2. 本通知の「株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類」に修正が生じた場合も、下記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.festaria.jp/company/ir/>

(添付書類)

## 事業報告

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計期間（2020年9月1日～2021年8月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、経済活動が大きく制限されるなど、厳しい状況が続きました。足元ではワクチン接種が本格化するなか、各種政策の実施により経済活動の高まりが期待されるものの、新たな変異株の流行等による感染再拡大の懸念は払拭されておらず、依然として予断を許さない状況にあります。

当社グループが属する宝飾業界は、高額品需要が堅調に推移し、オンライン消費が拡大した一方、外出自粛要請に伴い店舗の臨時休業や営業時間の短縮など、営業活動の制限を余儀なくされ、実店舗における来店客数が低調に推移するなど、厳しい事業環境となりました。

このような環境のもと、当社グループは、「変わる→変える」をスローガンに、「売上主義から利益主義」を経営方針に掲げ、ニューノーマルによる「新時代の成長に向けた準備の年」として新たな成長モデルを支える事業構造の変革を推進しました。特に、ROA（総資産利益率）とフリー・キャッシュフローを重要指標に設定し、次の成長投資に向けた安定利益の創出に注力してまいりました。

具体的には、ローコストオペレーションの徹底を基軸に置き、店舗・本社の合理化による固定費の低減、商品開発力の強化、生産物流体制の見直し、業務の仕組化・標準化、販促効率の向上、LTV（生涯顧客価値）の最大化への取り組みを進めました。

海外事業については、小売部門である台湾子会社の台湾貞松股份有限公司（日本名：台湾貞松株）は、アジアマーケットの重要拠点として、グループマネジメント体制の強化や執行体制の見直しを実施したことで経営効率が向上し、収益性が改善しました。

生産部門であるベトナム子会社D&Q JEWELLRY Co., Ltd（日本名：ディーアンドキュー ジュエリー）は、コロナ禍の影響により稼働率の低下がみられたものの、売上回復とともに生産本数が段階的に増加し、回復基調で推移しております。

店舗展開につきましては、当連結会計期間末における店舗数は、国内79店舗、海外9店舗（台湾9店舗）の合計88店舗となり、前期末に比べ8店舗減少しました。

た。

これらの取り組みにより、売上高は前期比296百万円（3.5%増）増加しました。立ち上がりの第1四半期（9月～11月）は、売上高は回復傾向にありましたが、12月以降は、新型コロナウイルスの感染再拡大により全国的な外出自粛となり客足に大きく影響しました。特に年明けからは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発令されたこともあり、最大38店舗が臨時休業となるなど、営業活動が大きく制限されました。加えて、8月の西日本から東日本の広い範囲での大雨の影響もあり、実店舗における来店客数が大幅に落ち込む結果となりました。そのような厳しい状況下、商品力の強化と併せて価格ラインの引き上げを実施した結果、販売単価が20.9%増加したことにより、客数の落ち込みをカバーし、増収を確保しました。加えて、オンライン販売が前期比74.4%増と大きく伸長しました。

売上総利益は、主力商品“Wish upon a star”の売上が高価格帯を中心として好調に推移したことで、売上総利益率が前期比で2.3ポイント上昇し、前期比382百万円（7.4%増）増加しました。さらに、SCM（サプライチェーン・マネジメント）の最適化を進めたことにより、仕入・在庫効率が向上し、フリー・キャッシュフローが大幅に改善しました。

費用面に関しては、コロナ禍での営業活動の制限に合わせた労務費や旅費交通費等の削減に加え、各種プロモーション施策の見直しなどの経費コントロールを継続的に推進しました。さらに、分散していた物流機能や修理機能を集約し、配送費や外注費のコストダウンを図りました。また、不採算店舗の撤退やディベロッパー各社との契約条件の見直しを継続的に進めたことにより店舗関連費用が大幅に縮小しました。

その他では、2020年11月30日に公表した「資本性劣後ローンによる資金調達のお知らせ」のとおり、成長投資のための長期性資金の確保と財務健全性の向上を目的として、株式会社みずほ銀行および株式会社日本政策金融公庫ならびに株式会社商工組合中央金庫の3行より総額800百万円の資本性劣後ローンによる資金調達を実施しました。

以上の結果、当連結会計期間における当社グループの業績は、売上高8,724百万円（前期比3.5%増）、営業利益382百万円（前期営業損失498百万円）、経常利益379百万円（前期経常損失555百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益128百万円（前期純損失806百万円）となりました。

## (2) 今後の経営戦略および対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の制限や所得・雇用環境の悪化による消費マインドの落ち込みが懸念されるものの、ワクチン接種率が上昇するなかで、感染予防と経済活動の両立に向けた取り

組みも進められており、個人消費に持ち直しの動きが期待されております。また、コロナがもたらしたデジタル化の急速な進展を背景に、人々の価値観、消費行動、働き方などの多様化が一層進行するものと思われまます。

このような経営環境の変化が見られる中、当社グループは、ニューノーマル時代での次なる成長モデルの構築に向けて、「事業構造改革の完遂」を次期の経営方針に掲げ、引き続き利益創出から成長投資への好循環サイクルの確立を目指し事業を推進してまいります。

既存事業の変革、成長による利益創出への取り組みとして、ネットとリアルを融合した顧客体験の提供を志向してまいります。具体的には、自社サイトや公式アプリの利便性向上、ジュエリーのデジタルカスタマーサービスの導入、SNS訴求やオンライン接客の強化を進めるとともに、CRMの再構築により顧客データを一元化し、顧客動向の分析やニューノーマルを意識した店舗環境の整備を進め、顧客にとって有益な購買体験を提供し、顧客とのさらなる関係強化を目指します。これらOMO戦略の推進により、EC化率を向上させ、店舗においては人材の採用育成を強化することで、1店舗あたりの収益向上に努めてまいります。

商品施策においては、顧客価値を創造する商品開発、品質向上をテーマとして、主力商品である“Wish upon a star”の価値訴求によるプライダルやアニバーサリー施策の強化を進めるとともに、高まる消費の二極化を見据え、高価格帯を中心とした商品ラインナップの拡充を図ります。

加えて、コロナ禍による富裕層の意識変化を踏まえ、リレーションシップ・マーケティングの強みを活かした富裕層ビジネスを推進してまいります。既にウェルスマネジメント機能を有する外部機関とパートナーシップを締結し、富裕層顧客への高額販売を実現していることから、パートナー企業のさらなる拡大、富裕層顧客の紹介ルートの開拓を進め、軌道に乗せていく方針です。

一方で、引き続き固定費の低減による経営効率の向上にも注力し、不採算店舗の退店にとどまらず、採算性・将来性を重視した事業の見直し、本社人員の適正化やリモートワークの推進と合わせた本社オフィスの移転・縮小などの構造改革を断行してまいります。

また、顧客中心主義でDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、CRMの再構築と合わせて、店舗および本社の全ての業務フローを可視化させ、バックエンドの最適化を図るとともに、デジタル人材の確保・育成を進めてまいります。

これら事業構造改革による安定利益の確保を完遂させ、中長期的には「コミュニティ」を核とした新しいブランド価値の創出を実現すべく、成長投資と株主還元のバランスを図りつつ、コミュニティ化とパーソナル化の両立を柱としたビジネスモデルの進化と再構築を進める方針です。

海外事業については、グループ成長戦略の推進により拡大・多様化する事業領

域や役割の重要性に対応すべく、フェスタリアホールディングスによるマネジメント体制を強化し、グループシナジーの最大化を目指してまいります。

台湾子会社の台湾貞松股份有限公司（日本名：台湾貞松㈱）では、引き続きアジア市場の重要拠点として、ブランド力の向上を図るとともに、さらなる収益の改善を目指してまいります。

ベトナム子会社D&Q JEWELLRY Co., Ltd（日本名：ディーアンドキュー ジュエリー）については、自社ブランドのみならず、OEM生産等を検討し、製造体制の見直しや生産合理化によるコスト競争力の向上を進めてまいります。加えて、更なる品質向上や工程安定化を確保することでSPA企業として最適な製造体制の確立を目指してまいります。

以上の方針により、2022年8月期の連結業績の見通しにつきましては、売上高9,000百万円、営業利益480百万円、経常利益420百万円、親会社株主に帰属する当期純利益240百万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は146,711千円であります。その主なものは店舗内建物付属設備および什器備品であります。

#### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達状況につきましては、以下のとおりであります。

金融機関からの借入金

短期借入金純減額	800百万円
長期借入金借入額	1,100百万円
長期借入金返済額	1,433百万円

#### (5) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第55期 (2018年8月期)	第56期 (2019年8月期)	第57期 (2020年8月期)	第58期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売上高(千円)	9,695,741	9,962,114	8,428,324	8,724,802
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	32,261	94,074	△555,760	379,288
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	5,484	25,812	△806,620	128,140
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	4.72	21.98	△689.26	109.79
総資産(千円)	8,496,047	8,693,163	8,028,428	7,103,969
純資産(千円)	1,701,617	1,695,967	860,807	1,011,892
1株当たり純資産額(円)	1,417.37	1,405.93	698.51	826.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、小数第2位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 当社は、2018年3月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額については、第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

区分	第55期 (2018年8月期)	第56期 (2019年8月期)	第57期 (2020年8月期)	第58期 (当事業年度) (2021年8月期)
売上高及び営業収益(千円)	4,881,394	168,000	102,000	196,000
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△25,774	29,370	△47,445	72,239
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△4,845	34,961	△71,514	46,532
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)(円)	△4.17	29.77	△61.11	39.87
総資産(千円)	1,794,734	1,785,591	1,678,347	2,168,200
純資産(千円)	1,536,475	1,555,850	1,446,183	1,494,764
1株当たり純資産額(円)	1,276.15	1,286.87	1,200.48	1,240.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、小数第2位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 当社は、2018年3月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額については、第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資割合	主要な事業内容
株式会社 サダマツ	10,000千円	100%	宝飾品の販売
D&Q JEWELLERY Co.,Ltd.	百万ベトナムドン 16,084	100%	宝飾品の 製造加工
台湾貞松股份有限公司	台湾元 60,000,000	100%	宝飾品の販売

(注)当連結会計年度末日において、特定完全子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループは、当社および重要な子会社3社で構成されており、宝飾品(貴金属類、宝石類、アクセサリ)の製造加工及び販売を主な事業の内容としております。



(8) 本社および店舗（2021年8月31日現在）

① 本社 東京都目黒区

② 営業店舗 88店舗

北海道	2店舗	宮城県	1店舗	福島県	1店舗
新潟県	1店舗	栃木県	1店舗	群馬県	1店舗
埼玉県	6店舗	千葉県	3店舗	神奈川県	7店舗
東京都	13店舗	静岡県	2店舗	愛知県	2店舗
京都府	2店舗	大阪府	6店舗	兵庫県	2店舗
岡山県	1店舗	広島県	2店舗	香川県	1店舗
福岡県	9店舗	佐賀県	2店舗	大分県	3店舗
長崎県	2店舗	熊本県	4店舗	宮崎県	1店舗
鹿児島県	1店舗	沖縄県	3店舗	海外(中華民国)	9店舗

(9) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
531	△40

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数112名は含まれておりません。  
2. 臨時雇用者にはパートタイマーおよびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

当社は持株会社であり、業務を委託しているため、従業員はおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 みずほ銀行	901,649 千円
株式会社 商工組合中央金庫	786,322
株式会社 三菱UFJ銀行	410,062
株式会社 埼玉りそな銀行	399,960
株式会社 福岡銀行	387,350
株式会社 十八親和銀行	324,799
株式会社 日本政策金融公庫	200,000
株式会社 千葉銀行	155,000
株式会社 三井住友銀行	121,698
株式会社 横浜銀行	100,010

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2021年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 3,012,000株
- ② 発行済株式の総数 1,194,300株（自己株式25,983株を含む）
- ③ 株主数 3,082名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
貞松隆弥	236,630	20.25
貞松豊三	139,845	11.97
有限会社隆豊	56,000	4.79
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	45,700	3.91
株式会社十八親和銀行	36,000	3.08
貞松佑哉	34,700	2.97
貞翔持株会	32,096	2.75
高石正	30,000	2.57
貞松良成	15,045	1.29
貞松智子	15,000	1.28

- (注) 1. 上記のほか、自己株式25,983株があります。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2021年8月31日現在）

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の数（個）	34	47	49
区分及び人数			
当社取締役	1名	1名	1名
当社監査役	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,400	4,700	4,900
新株予約権の払込金額（円）	51,501	58,062	55,250
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2009年10月1日から 2039年9月30日まで	2010年10月16日から 2040年10月15日まで	2011年10月18日から 2041年10月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 517 資本組入額 259	発行価格 582 資本組入額 291	発行価格 554 資本組入額 277
役員の保有状況			
当社取締役	1名27個	1名37個	1名39個
当社監査役	1名7個	1名10個	1名10個

名 称	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
新株予約権の数 (個)	48	33	28
区分及び人数 当社取締役 当社監査役	1 名 1 名	2 名 1 名	2 名 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	4, 800	3, 300	2, 800
新株予約権の払込金額 (円)	73, 510	110, 840	136, 290
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2012年10月16日から 2042年10月15日まで	2013年10月12日から 2043年10月11日まで	2014年10月15日から 2044年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 737 資本組入額 369	発行価格 1, 110 資本組入額 555	発行価格 1, 364 資本組入額 682
役員の保有状況 当社取締役 (内、社外取締役) 当社監査役	1 名40個 1 名 8 個	2 名28個 (1 名 1 個) 1 名 5 個	2 名24個 (1 名 2 個) 1 名 4 個

名 称	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第12回新株予約権
新株予約権の数（個）	15	20	16
区分及び人数 当社取締役 当社監査役	2名 1名	2名 1名	3名 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,500	2,000	1,600
新株予約権の払込金額（円）	249,760	178,980	231,510
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2015年10月20日から 2045年10月19日まで	2016年10月18日から 2046年10月17日まで	2017年11月9日から 2047年11月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 2,499 資本組入額 1,250	発行価格 1,791 資本組入額 896	発行価格 2,317 資本組入額 1,159
役員の保有状況 当社取締役 （内、社外取締役） 当社監査役	2名13個 （1名1個） 1名2個	2名17個 （1名1個） 1名3個	3名14個 （2名2個） 1名2個

名 称	第13回新株予約権	第14回新株予約権
新株予約権の数（個）	25	36
区分及び人数 当社取締役 当社監査役	4名 1名	4名 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500	3,600
新株予約権の払込金額（円）	197,487	141,782
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年10月16日から 2048年10月15日まで	2019年11月12日から 2049年11月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,976 資本組入額 988	発行価格 1,419 資本組入額 710
役員の保有状況 当社取締役 （内、社外取締役） 当社監査役	4名22個 （2名2個） 1名3個	4名32個 （2名4個） 1名4個

(注) 第2回新株予約権の詳細な内容は、2009年9月14日の取締役会にて決定いたしました。  
第3回新株予約権の詳細な内容は、2010年9月22日の取締役会にて決定いたしました。  
第4回新株予約権の詳細な内容は、2011年9月20日の取締役会にて決定いたしました。  
第5回新株予約権の詳細な内容は、2012年9月18日の取締役会にて決定いたしました。  
第6回新株予約権の詳細な内容は、2013年9月17日の取締役会にて決定いたしました。  
第7回新株予約権の詳細な内容は、2014年9月16日の取締役会にて決定いたしました。  
第8回新株予約権の詳細な内容は、2015年9月14日の取締役会にて決定いたしました。  
第9回新株予約権の詳細な内容は、2016年9月13日の取締役会にて決定いたしました。  
第12回新株予約権の詳細な内容は、2017年10月13日の取締役会にて決定いたしました。  
第13回新株予約権の詳細な内容は、2018年9月18日の取締役会にて決定いたしました。  
第14回新株予約権の詳細な内容は、2019年10月16日の取締役会にて決定いたしました。

② その他新株予約権等の内容の概要（2021年8月31日現在）

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数（個）	794	254
区分及び人数		
当社取締役	2名	4名
当社監査役	0名	0名
当社従業員	184名	4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79,400	25,400
新株予約権の払込金額（円）	7,971	1,000
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり920円	1株当たり2,350円
新株予約権の行使期間	2018年12月1日から 2033年11月30日まで	2017年7月1日から 2027年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 2,360 資本組入額 1,180
役員の保有状況		
当社取締役	2名503個	4名234個
（内、社外取締役）	（0名0個）	（1名5個）
当社監査役	0名0個	0名0個

（注） 第10回新株予約権の詳細な内容は、2016年12月7日の取締役会にて決定いたしました。  
第11回新株予約権の詳細な内容は、2017年5月23日の取締役会にて決定いたしました。



### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役に関する事項（2021年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	貞 松 隆 弥	株式会社サダマツ 代表取締役、 有限会社隆豊 代表取締役、 維環国際有限公司 代表取締役、 D&Q JEWELLERY Co., Ltd. 代表取締役、 台湾貞松股份有限公司 取締役
取 締 役	姉 川 清 司	株式会社サダマツ 取締役
社 外 取 締 役	田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス 総合研究所 代表取締役、 株式会社マーキングポイント 代表取締役、 立教大学ビジネススクール（大学院ビジネス デザイン研究科）教授
社 外 取 締 役	松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長、 株式会社アダストリア 社外取締役、 株式会社りそなホールディングス 社外取 締役、 株式会社ネクステージ 社外取締役、 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 尾 實 郎	
社 外 監 査 役	田 中 恵	公認会計士（田中恵公認会計士事務所代表）
社 外 監 査 役	中 川 義 宏	弁護士（弁護士法人 下山法律事務所パート ナー）

- (注) 1. 監査役田中恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役松井忠三氏および監査役田中恵氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			合計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	4名	30,600千円	-	-	30,600千円	(うち社外2名7,200千円)
監査役	3名	12,000千円	-	-	12,000千円	(うち社外2名4,800千円)
合計	7名	42,600千円	-	-	42,600千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1999年10月23日開催の臨時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。(当時時点の取締役の員数5名)
2. 監査役の報酬限度額は、1999年10月23日開催の臨時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。(当時時点の監査役の員数1名)
3. 2008年11月26日開催の第45期定時株主総会において、取締役および監査役の報酬額とは別枠で、ストックオプションによる報酬等の額を年額35,000千円以内で付与することにつき決議しております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長貞松隆弥が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。
5. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役割および貢献度ならびに業績等を総合的に勘案して決定するものとしております。
6. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
各取締役の役割および貢献度ならびに業績等を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるよう、総合的に勘案して決定することとしております。
7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針  
個人別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、担当業務、各期の業績、同業他社の状況、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、決定するものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等および特別功労金の額ならびに株式報酬の割り当て株式数等とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって、決定方針に基づき適切に行使されるよう、監督することとしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と他の法人等との関係

氏 名	兼 職 状 況
取 締 役 田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所 代表取締役、 株式会社マージングポイント 代表取締役、 立教大学ビジネススクール（大学院ビジネスデザイン研究科）教授
取 締 役 松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長、 株式会社アダストリア 社外取締役、 株式会社りそなホールディングス 社外取締役、 株式会社ネクステージ 社外取締役、 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
監 査 役 田 中 恵	田中恵公認会計士事務所代表
監 査 役 中 川 義 宏	弁護士法人 下山法律事務所パートナー

- (注) 1. 当社と株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所および株式会社マージングポイントならびに立教大学ビジネススクールとの間に重要な取引関係はありません。
2. 当社と株式会社松井オフィス、株式会社アダストリア、株式会社りそなホールディングス、株式会社ネクステージならびに株式会社エヌ・シー・エヌとの間には重要な取引関係はありません。
3. 当社と田中恵公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。
4. 当社と下山法律事務所との間には重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動および社外取締役に期待される役割に関して  
行った職務の概要

氏 名	出席・発言状況
取 締 役 田 中 道 昭	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、ビジネススクール教授およびコンサルタント会社代表取締役として豊富な経験と幅広い知見を活かし、客観的な立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言、意見を述べております。
取 締 役 松 井 忠 三	当事業年度開催の取締役会12回中11回に出席し、主に大手小売業の経営者として全ての領域に亘って経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を活かし、客観的な立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言、意見を述べております。
監 査 役 田 中 恵	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、業務遂行を行う経営陣から独立した客観的視点で、公認会計士の知見に基づき、議案、報告事項について適宜質問、助言、意見を述べております。
監 査 役 中 川 義 宏	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、業務遂行を行う経営陣から独立した客観的視点で、弁護士として専門的な見地から議案、報告事項について適宜質問、助言、意見を述べております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

UHY東京監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
ロ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	16,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 会社の体制および方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の「経営理念」、「社是」、「社訓」を制定し、取締役以下全社員を対象とし、これを経営の基本とする。

##### 「経営理念」

ジュエリーに愛と夢を込めて 「ビジュー・ド・ファミリーユ」

豊かな気持ち、かけがえのない思い出、ずっと持ち続けていたい夢

私達の使命は、大切なあなたに、ジュエリーとともに愛と夢をお届けしていくことです。

##### 「社是」

お店はお客様の為にあり、社員、株主と共に栄える。

##### 「社訓」

私達は仕事を通じてお客様の暮らしのお役に立ちます。

私達は仕事を通じて幸福集団を築きます。

私達は仕事を通じて地域社会に貢献します。

#### ① 内部統制システム構築の基本方針

代表取締役は、自らの責任のもと内部統制システムを整備・運用・維持し、その指揮命令のもと業務の有効性と効率性を確保する。

#### ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、上記「経営理念」、「社是」、「社訓」を基本とし、法令、定款はもとより、諸規程に則り行動するものとする。

また、これに適合しているかを監督するために内部監査室を設置し、業務の有効性と効率性を確保するとともに法令・定款・社内規程に抵触していないかどうかを監査する。また、内部統制システムの運用状況を監査し、監査役と連動して、コンプライアンスの維持に努めるものとする。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存年限一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務に付随して起こりうる定性的リスクおよび偶発的リスクをリストアップし、リスクへの対応策の策定および実施を各事業部門ならびに子会社に徹底する。

また、重大なリスクが発生した場合は、代表取締役の指揮のもと対策本部を設置し、迅速、的確な対応を行うことで、損害の拡大を防止する体制を整える。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、代表取締役および業務執行取締役の業務執行状況を逐次監督する。

当社は、取締役会のほか、経営環境の変化に柔軟に対応するために「経営会議」を設置し、取締役会に業務の執行状況を具体的且つ迅速に上程できるようにする。

代表取締役は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門目標に対し業務を執行し、各業務執行取締役は、経営計画に基づいて各部門が実施すべき具体的な施策および業務を遂行する。代表取締役および業務執行取締役は、その遂行状況を取締役会および経営会議において定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていくとともにその業務執行を互いに監督する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者と常日頃から連携を持ち、当該経営者もしくはその委託者は毎月1回の定例取締役会に参加し、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役に親会社から最低1名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役会からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、その際当該使用人への指揮命令権は監査役に移管されたものとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役および使用人は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、出席を依頼するものとする。

また、内部監査室は、監査役と連動して、コンプライアンスの維持に努めるものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査役は、取締役および使用人から、上記のとおり、重要事項について適宜報告を受け、取締役および取締役会を監督するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、調査を必要とする場合には各所管長に有効に監査等を行えるよう便宜を図ることを要請する。

また、各監査役は「監査役会規程」に基づく独立性とその権限により、監査を行うとともに、監査役会を必要に応じて招集し、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効性を確保する。

当社の監査役は、3名（内2名は社外監査役）である。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理  
文書管理規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書または電磁的記録文書を記録し保管しました。
- ② 損失の危機の管理  
各事業部門から経営上のリスクに関する報告および協議が行われ、その管理状況を確認いたしました。
- ③ 取締役および使用人の職務の執行の法令および定款への適合性および効率性の確保  
取締役会（臨時取締役会を含む）を13回開催し、重要事項の報告により、業務執行および取締役の職務執行を監督いたしました。
- ④ 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性の確保  
監査役の職務の補助に当たった業務関連部署の使用人の当該補助業務遂行時における、取締役からの独立性に対する疑義の指摘は、使用人、監査役のいずれからありませんでした。
- ⑤ 取締役および使用人から監査役への報告  
監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役および使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けた事例は認められませんでした。
- ⑥ その他監査役の監査に関する実効性の確保  
監査役は、内部監査室と連携してコンプライアンスの維持に努めております。また監査役は、会計監査人と四半期ごとに監査上の重要課題等について情報交換を行いました。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。



# 連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,530,589	流動負債	3,574,317
現金及び預金	1,040,009	支払手形及び買掛金	563,170
受取手形及び売掛金	711,068	短期借入金	1,080,000
商品及び製品	2,773,645	1年内返済予定の長期借入金	715,975
原材料及び貯蔵品	853,166	未払金及び未払費用	466,945
その他	153,180	前受金	310,314
貸倒引当金	△480	リース債務	84,740
		未払法人税等	45,612
		賞与引当金	154,991
		その他	152,567
固定資産	1,573,379	固定負債	2,517,759
有形固定資産	379,904	長期借入金	2,073,666
建物	230,834	リース債務	47,794
機械及び装置	16,650	退職給付に係る負債	297,623
工具器具備品	23,848	その他	98,676
土地	30,000	負債合計	6,092,076
リース資産	78,571		
無形固定資産	74,342	純資産の部	
投資その他の資産	1,119,132	株主資本	973,131
投資有価証券	82,126	資本金	803,233
繰延税金資産	469,747	資本剰余金	610,543
差入保証金	440,876	利益剰余金	△406,442
その他	133,696	自己株式	△34,202
貸倒引当金	△7,313	その他の包括利益累計額	△7,083
資産合計	7,103,969	その他有価証券評価差額金	72
		為替換算調整勘定	△4,443
		退職給付に係る調整累計額	△2,712
		新株予約権	45,843
		純資産合計	1,011,892
		負債及び純資産合計	7,103,969

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,724,802
売 上 原 価		3,196,426
売 上 総 利 益		5,528,376
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,145,587
営 業 利 益		382,788
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,372	
為 替 差 益	39,429	
そ の 他	16,040	57,841
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50,820	
支 払 手 数 料	8,237	
そ の 他	2,283	61,341
経 常 利 益		379,288
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	102,539	
そ の 他	199	102,738
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	11,763	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	108,870	
固 定 資 産 除 却 損	325	
た な 卸 資 産 評 価 損	135,483	
減 損 損 失	11,235	267,679
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		214,347
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,794	
法 人 税 等 調 整 額	41,412	86,206
当 期 純 利 益		128,140
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		128,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						その他の包括利益累計額				新 子 株 約 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 剩 余 金	本 利 余 金	益 余 金	自 株	己 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当期首残高	802,134	609,443	△534,583	△34,106		842,887	△247	△26,653	△1,397	△28,298	46,218	860,807
連結会計年度中の 変動額												
新株の発行	1,099	1,099				2,199						2,199
親会社株主に帰属 する当期純利益			128,140			128,140						128,140
自己株式の取得				△95		△95						△95
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中の変動額（純額）							319	22,210	△1,314	21,215	△374	20,840
連結会計年度中の 変動額合計	1,099	1,099	128,140	△95		130,244	319	22,210	△1,314	21,215	△374	151,085
当期末残高	803,233	610,543	△406,442	△34,202		973,131	72	△4,443	△2,712	△7,083	45,843	1,011,892

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	576,566	流動負債	76,110
現金及び預金	225,600	未払金	33,538
関係会社短期貸付金	39,600	未払法人税等	23,332
未収入金	311,366	未払費用	3,965
		未払消費税等	12,021
		預り金	2,796
		その他	457
		固定負債	597,326
固定資産	1,591,633	長期借入金	400,000
有形固定資産	30,000	退職給付引当金	197,326
土地	30,000	負債合計	673,436
無形固定資産	6,242	純資産の部	
投資その他の資産	1,555,391	株主資本	1,448,847
投資有価証券	82,126	資本金	803,233
関係会社株式	366,644	資本剰余金	610,543
出資金	35,499	資本準備金	610,543
繰延税金資産	153,241	利益剰余金	69,272
差入保証金	54,080	利益準備金	8,000
関係会社長期貸付金	800,000	その他利益剰余金	61,272
その他	63,800	繰越利益剰余金	61,272
資産合計	2,168,200	自己株式	△34,202
		評価・換算差額等	72
		その他有価証券評価差額金	72
		新株予約権	45,843
		純資産合計	1,494,764
		負債及び純資産合計	2,168,200

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		196,000
営 業 費 用		135,592
営 業 利 益		60,407
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,929	
受 取 配 当 金	47	
為 替 差 益	5,420	
補 償 金 収 入	4,151	
そ の 他	209	14,757
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,681	
そ の 他	244	2,926
経 常 利 益		72,239
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	199	199
税 引 前 当 期 純 利 益		72,438
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,563	
法 人 税 等 調 整 額	22,343	25,906
当 期 純 利 益		46,532

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本 準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	802,134	609,443	609,443	8,000	14,740	22,740	△34,106	1,400,211
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,099	1,099	1,099					2,199
当期純利益					46,532	46,532		46,532
自己株式の取得							△95	△95
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	1,099	1,099	1,099	—	46,532	46,532	△95	48,635
当期末残高	803,233	610,543	610,543	8,000	61,272	69,272	△34,202	1,448,847

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△247	△247	46,218	1,446,183
事業年度中の変動額				
新株の発行				2,199
当期純利益				46,532
自己株式の取得				△95
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	319	319	△374	△54
事業年度中の変動額合計	319	319	△374	48,580
当期末残高	72	72	45,843	1,494,764

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年10月28日

フェスタリアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フェスタリアホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フェスタリアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年10月28日

フェスタリアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 鹿目達也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安河内明  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フェスタリアホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月29日

フェスタリアホールディングス株式会社 監査役会  
常勤監査役 中尾 實 郎 ㊞  
監査役(社外) 田中 恵 ㊞  
監査役(社外) 中川 義 宏 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開および安定配当の観点から、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額  
当社普通株式1株につき金20円 総額23,366,340円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年11月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年4月より当社では入社前提の勤務形態から在宅勤務を中心とした新たな働き方への転換を推奨し、リモートワークを全面的に導入して業務を進めてまいりました。

今般、リモートワーク導入に伴うインフラ整備や業務改善を段階的に進めたことにより、本社オフィスを縮小しても業務に支障がない一方で、固定費の削減効果が見込めると判断し、本社移転を決定いたしました。

これに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都目黒区に置く。	第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都品川区に置く。
（新設）	<u>附則</u> 第3条の変更は、2022年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

### 第3議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	さだ まつ たか や 貞 松 隆 弥 (1961年12月22日生)	1986年10月 当社営業部長 1988年11月 当社専務取締役 1997年7月 有限会社隆豊代表取締役（現任） 2000年11月 当社代表取締役社長（現任） 2005年11月 維瓊国際有限公司代表取締役（現任） 2006年5月 D&Q JEWELLERY Co., Ltd. 代表取締役（現任） 2011年1月 台湾貞松股份有限公司取締役（現任） 2017年10月 サダマツ分割準備株式会社（現 株式会社サダマツ）代表取締役（現任）	236,630株
2	あね がわ きよ し 姉 川 清 司 (1961年11月7日生)	2006年9月 当社入社 総務部 2007年4月 当社人事総務部課長 2008年3月 当社管理部人事総務グループ次長 2010年9月 当社管理部人事総務グループ部長 2013年9月 当社管理部長 2014年11月 当社執行役員管理部長 2017年11月 当社取締役（現任） 2018年3月 サダマツ分割準備株式会社（現 株式会社サダマツ）取締役（現任）	1,700株
3	た なか みち あき 田 中 道 昭 (1964年12月13日生)	1987年4月 株式会社三菱銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年6月 シカゴ大学MBA取得 1998年3月 シティバンク入行 2000年1月 バンクオブアメリカ証券会社入社 2002年5月 ABNアムロ証券会社入社 2003年8月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所 代表取締役（現任） 2006年6月 株式会社マーキングポイント 代表取締役（現任） 2013年5月 当社社外取締役（現任） 2015年4月 立教大学ビジネススクール（大学院ビジネスデザイン研究科）教授（現任）	一株



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	まつ い ただ みつ 松 井 忠 三 (1949年5月13日生)	<p>1973年6月 株式会社西友ストア(現 合同会社西友)入社</p> <p>1993年5月 株式会社良品計画取締役</p> <p>1999年5月 株式会社アール・ケイ・トラック代表取締役社長</p> <p>2000年5月 ムジ・ネット株式会社 (現 株式会社 MUJIHOUSE)代表取締役社長</p> <p>2001年1月 株式会社良品計画代表取締役社長</p> <p>2001年4月 ムジ・ネット株式会社 (現 株式会社 MUJIHOUSE) 取締役</p> <p>2002年2月 株式会社良品計画代表取締役社長兼執行役員</p> <p>2008年2月 同社代表取締役会長兼執行役員</p> <p>2009年5月 ムジ・ネット株式会社 (現 株式会社 MUJIHOUSE) 代表取締役社長</p> <p>2010年4月 株式会社T&amp;T (現 株式会社松井オフィス) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2013年6月 株式会社りそな銀行社外取締役</p> <p>2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス (現 株式会社アダストリア) 社外取締役 (現任)</p> <p>2014年6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役 (現任)</p> <p>2014年6月 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役</p> <p>2015年5月 株式会社ネクステージ社外取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社エヌ・シー・エヌ社外取締役 (現任)</p> <p>2016年11月 当社社外取締役 (現任)</p>	2,000株

- (注) 1. 田中道昭氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が再任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 松井忠三氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、松井忠三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、田中道昭氏が代表取締役を務める株式会社マーキングポイントおよび株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所に対して、コンサルタント報酬を支払った実績があり、今後も報酬を支払う可能性があります。また、当社は、松井忠三氏が代表取締役を務める株式会社松井オフィスに対して、過去2年間にコンサルタント報酬を支払った実績があり、今後も報酬を支払う可能性があります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- ① 田中道昭氏を社外取締役候補者とした理由は、MBA(経営学修士)の資格を有するとともに、ビジネススクール教授として企業戦略、マーケティング戦略、ミッション・マネジメントの専門家であることに加え、コンサルティング会社代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を有しており、期待される役割として当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断したからであります。
- ② 松井忠三氏を社外取締役候補者とした理由は、大手小売業の経営者として商品開発・販売・経営・人材育成・システムと全ての領域に亘って業務改革を遂行してきた実績や見識を有しており、期待される役割として当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断したからであります。
5. 田中道昭氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年6ヶ月となります。松井忠三氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は1999年10月23日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）と決議しております。監査役の報酬限度額は、1999年10月23日開催の臨時株主総会において、年額36,000千円以内と決議しております。また、2008年11月26日開催の第45期定時株主総会において、取締役及び監査役の金銭報酬枠とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与のための報酬額を年額35,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額35,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案が承認可決された場合には、すでに付与済のものを除き、取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は2名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、引き続き2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会

で定める地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

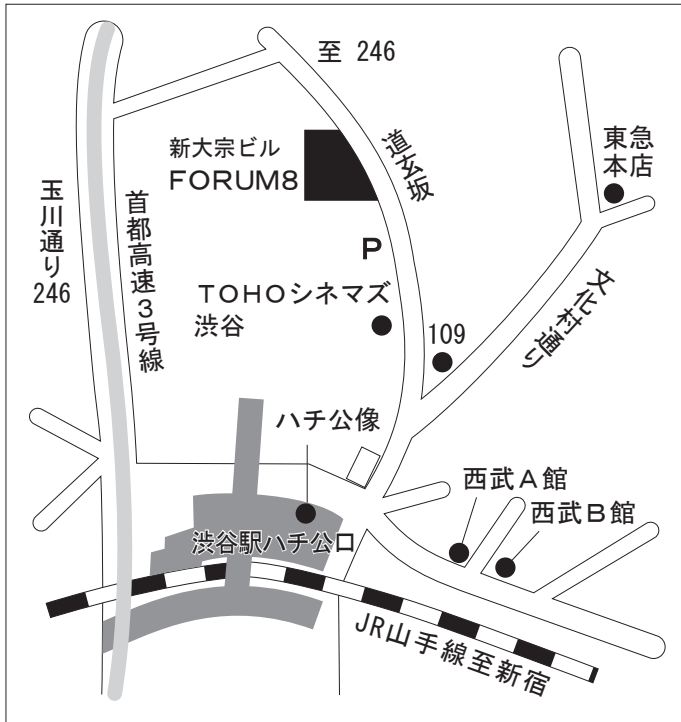
(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号  
新大宗ビル フォーラムエイト  
4階 401会議室  
電話 (03) 3780-0008 (代表)



### 【交通のご案内】

東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／東急東横線／  
東急田園都市線／京王井の頭線／JR山手線／JR埼京線  
「渋谷駅」より徒歩5分

※昨年度の株主総会より、お土産は取りやめとさせていただいております。また、株主総会終了後の株主懇談会は実施いたしませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。